

# 入会案内と会員規約

## ■入会案内

営業時間内はいつでもご利用頂けます。スケジュールに合わせてご利用下さい。

### ●時間割:フリー

営業時間内でウェイト・トレーニングなど施設を自由にご利用いただけます。

### ●時間割:MMA

指導員がその日ごとに考えたメニューに則って指導いたします。

### 【料金表】

一般	入会金:¥10,000	月会費:¥7,000
女性・学生	入会金:¥10,000	月会費:¥5,000
キッズ	入会金:¥10,000	月会費:¥3,000 (キッズは小・中学生対象)

※キッズ保護者は入会金不要で月会費¥5000でご利用いただけます。

※20日を過ぎて入会された場合は、その月の会費を日割りと致します。(20日以降の入会  
は3,000円を日割り)

### 【入会に必要なもの】

1. 身分証明できるもの(学生の方は学生証をご提示ください)

2. 入会申込書

※未成年の方は保護者のサイン・印鑑が必要です。

3. スポーツ安全保険加入料(¥2,000 毎年掛け捨て)

※こちらは入会時に現金にてお預かり致します。

4. 誓約書

### 【会費のお支払い】

1. 月会費は道場にて現金でのお支払いか、口座振込みになります。

2. 月会費は翌月分を前月25日までにお支払いいただきます。25日を過ぎる場合はお振込みにてご対応いただきます。

### 【振込先】

セブン銀行 バラ支店 普通 0145971 アベタケシ(阿部剛士)

※振込み手数料に関しましては、会員様負担でお願いいたします。

### 【退会手続き】

1. 退会を希望される場合は退会届を提出してください。

2. 退会手続きは退会ご希望の前月20日(20日が休館日の場合は前営業日)までに道場にて行ってください。

3. 電話での退会は原則お受けできません。

### 【その他】

以下に記載されている『flashGym』会員規約を必ずご確認ください。

ご不明な点がございましたら気軽にスタッフへお声掛けください。

※無料体験はお1人様1回限りとなります。

## ■『flashGym』使用上の注意事項

### 【安全管理】

1. 指導員の指導、監督なしで施設の利用、器具の使用はおやめください。

2. ジムにて習得した技術をケンカ等に使用することがないようにしてください。

3. 気分が悪くなったとき、痛みを感じたときは我慢せず、速やかに指導員にお申し出ください。

4. リング、マットスペースは裸足でご利用ください。

### ■『flashGym』会員規約

#### 第1条 名称・所在地

ジムの名称はflashGym(フラッシュジム)と称し(以下「本ジム」といいます。)

所在地を山形県上山市金瓶字林ノ蔭 16-4 に置きます。

#### 第2条 運営・管理

本ジムは 阿部剛士 が施設運営管理を行います。

#### 第3条 目的

本ジムは会員が施設の利用及び運動の指導享受を通じて、心身の健康維持・健康増進・会員の相互親睦を図ることを目的とします。

#### 第4条 本規約の範囲

本ジムが随時会員に対して発表する諸規定は本規約の一部を構成するものとし、会員はこれを承諾します。

#### 第5条 本規約の変更

本ジムは会員の了承を得ることなく本規約を変更できるものとし、会員はこれを承諾します。

#### 第6条 本ジムからの通知

前条の場合のほか本ジムが必要と判断した場合、本ジムは会員に対し、随時必要な事項を通知します。なお、本ジムからの通知は、会員が本ジムに登録した住所にすれば足りるものとし、

#### 第7条 入会

本ジムの入会を希望する者は規約及び諸規定を了承の上、所定の申込み手続きを行い、本ジムの承諾を得た上で所定の入会金等を払い込む事により会員としての資格を取得します。

#### 第8条 会員の要件

本ジム会員は次の各号に該当するものとし、

1. 本ジムが認証した方。

2. 頭部障害や感染症などの健康に異常がなく、本ジムの運動に適している方。

※なお、暴力団員、その他本ジムの会員としてふさわしくない方は入会出来ません。入会后、これらの事由に該当することが判明した場合は入会を取消します。

#### 第9条 会員の本施設利用範囲

会員は本ジムの定める諸規定に従い、本ジムが定める曜日と時間帯に本施設を利用することが出来ることとします。

## 第10条 入会金

入会金は本ジムが定める金額とし、如何なる場合も一切返還されないものとします。

## 第11条 月会費

月会費は本ジムが定める金額とし、所定の方法で支払うこととします。

## 第12条 変更事項の届出

会員は住所、連絡先、その他入会申込書記載事項に変更が生じた場合、速やかに本ジムに届出なければならないものとします。

## 第13条 退会

会員が本ジムを退会する場合は、書面にて退会届を提出するものとします。なお、退会月の会費は月の途中であっても全額を徴収するものとします。電話での退会手続は致しかねます。

## 第15条 会員資格の停止及び除名

本ジムは会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、会員の資格を一時停止、または除名することが出来ます。

1. 入会申込者が実在しないことが判明したとき。
2. 入会申込みをした時点で規約違反等により会員資格の停止処分中であるとき。
3. 過去に規約違反等で本ジムの除名処分を受けたことがあるとき。
4. 入会申込みの際の申告事項に、虚偽の記載があったとき。
5. 本ジムの利用料金の支払いを怠っていること又は過去に支払いを怠ったことがあるとき。
6. 本ジムを中傷又は本ジムの名誉を著しく傷つけたとき。
7. 会員の登録住所に通知するも2ヶ月以上連絡が取れないとき。
8. 本規約のいずれかに違反したとき。
9. その他本ジムが会員としてふさわしくないと認定したとき。

## 第16条 休会

会員は下記の公的且つ正当な事由により、休会の手続きを行うことにより本ジムの承認を得て年間で一度だけ決められた期間を休会することが出来ます。ただし、十二月は休会できないものとします。

1. 海外移住、転勤などにより会員が本ジムの利用特典を一定期間享受出来ないと判断されるとき。
2. 妊娠・疾病・怪我・障害等本ジムの一般活動への参加が当面不可能であり、退会する意思が会員に無いとき。
3. その他本ジムが正当な事由と認めたとき。

## 第17条 利用料算定開始日

本ジムの利用算定開始日は所定の手続を行った日をもって契約開始日とします。

## 第18条 支払い手段

道場で現金のお支払いか指定口座へのお振込みとなります。未成年者の場合は親権者の同意

が必要となります。

## 第19条 利用上の注意

会員は本ジムの利用上、以下の行為をしないものとします。

1. 公序良俗に反する行為。
2. 犯罪行為に結びつく行為。
3. 他の会員又は第三者の著作権を侵害する行為。
4. 他の会員又は第三者の財産、プライバシーを侵害する行為。
5. 他の会員又は第三者を誹謗中傷する行為。
6. 本ジムの運営を妨げる或いは本ジムの信頼を毀損する行為。
7. スポーツマンシップに則らない暴力行為。
8. その他法律に反する行為。

## 第20条 責任事項

1. 本ジム内において発生した盗難、会員間のトラブル、負傷等の事故については、本ジムは一切の責任を負いません。但し、本ジムでの怪我により入院した場合は契約保険の対象となりますので、診断書をお持ちください。
2. 会員は本規約、その他本ジムの定める諸規定に違反して本ジムに損害を与えた場合、それによって生じる一切の損失、費用、経費等を弁償するものとします。

## 第21条 自己責任の原則

1. 会員が本ジムの施設、サービス利用時に他の会員又は第三者にして損害を与えた場合、会員は自己責任の費用をもって解決し、本ジムに迷惑、損害を与えることのないものとします。
2. 本ジムは本ジムの施設利用、サービス利用時に発生した会員の損害全てに対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。

## 第22条 施設の一時的閉鎖、一時休業

本ジムは次の理由により施設の全部または一部を休業、閉鎖することがあります。

1. 天変地異等の不時の災害その他により、開場が適切でないと判断したとき。
2. 施設の点検、補修または改修をするとき。
3. 法令の制定、改廃、行政指導、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ざる事由が発生したとき。
4. 本ジム所属選手が大会に出場する場合、本ジムのイベントの開催等のとき、その他本ジムが休業を必要と認めるとき。

## 第23条 個人情報

会員から収集した個人情報は、厳重に管理し、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩等に対して、適切な予防並びには是正措置を講じます。

制定 2005年6月1日

改定 2011年7月1日・2018年3月23日・2019年4月1日

山形県上市市金瓶字林ノ蔭 16-4

総合格闘技道場 flashGym(フラッシュジム)

代表者・阿部剛士 電話 023-674-8919